

社会福祉法人柏涛会

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児・者（以下「利用者等」という）の生活の自由を制限するものであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人柏涛会では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を実践するため本指針を作成する。

2 各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守

社会福祉法人柏涛会は、以下の関係省令等に基づき、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者等の行動を制限する行為を禁止する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

3 身体拘束等の適正化に向けた体制

身体拘束等の適正化に取り組むため、社会福祉法人柏涛会では、虐待防止・人権擁護委員会を設置する。なお、虐待防止・人権擁護委員会の設置は各施設・事業所単位を原則とするが、法人内での合同設置も可能とする。

(1) 委員会の構成メンバー

施設長、副施設長、サービス管理責任者、支援員、看護職員 等

(2) 委員会の開催

原則、毎月の開催とする。なお、会議録を供覧し、全職員に周知するとともに身体拘束の弊害について全職員が認識し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

(3) 委員会の実施内容

虐待防止・人権擁護委員会では、やむを得ず身体拘束を行う時や解除に向けたモニタリングの際に開催する個別支援会議等と連携し、次の内容を実施する。

- ① 施設・事業所で身体拘束と考える具体例を検討する。
- ② 身体拘束等について報告するための様式を整備する。
- ③ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、②の様式に従い身体拘束等について報告する。
- ④ ③により報告された事例を集計し、分析する。
- ⑤ 事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ⑦ 適正化策を講じた後に、その効果について検証する。

4 身体拘束等適正化のための研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修は年1回以上実施し、全職員を対象とする。また、必要に応じて随時開催する。

5 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- (1) 利用者等が主体的に行動し、尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- (2) 言葉や応対等で、利用者等の精神的な自由を妨げない。
- (3) 利用者等の思いをくみ取り、利用者等の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働でここに応じた丁寧な対応を行う。
- (4) 利用者等の安全の確保を理由として、利用者等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
- (5) 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者等が主体的な生活を送れるよう支援を行う。

6 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事例については、そのすべての案件を虐待防止・人権擁護委員会に報告する。

7 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

サービスの提供にあたっては、利用者等の個々の心身の状況を勘案し、疾病や障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

- (1) 切迫性…利用者等自身または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法が無いこと。
- (3) 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

8 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者等又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない時には、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合には、虐待防止・人権擁護委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、次の点について検討及び確認を行う。

- ① 身体拘束による利用者等の心身の損害や身体拘束をしない場合のリスク
- ② 身体拘束を行う前に、「切迫性・非代替性・一時性」の3要素をすべて満たしているか

(2) 利用者等や家族に対しての説明

(1)により、身体拘束を行うこととなった場合は、本人や家族に対して、以下の点について詳細に説明を行い、同意を得る

- ① 身体拘束の内容や目的、理由

- ② 身体拘束を行う時間又は時間帯、期間及び場所
- ③ 改善に向けた取り組み方法 等
- (3) 嘱託医への相談
 - ① 利用者等の状況について詳細な説明と綿密な相談を行い、指示を受ける。
 - ② 身体拘束を行う必要がある場合は、嘱託医の診断書を得る。
- (4) 身体拘束の記録
身体拘束を行った際は、理由、様子、心身の状況、開始と終了の時間などを記録する。
- (5) 拘束の解除
身体拘束を継続する必要が無くなった場合には、速やかに身体拘束を解除する。

9 身体拘束の廃止に向けたマニュアル等の整備と活用

- (1) 「社会福祉法人柏涛会 身体拘束排除マニュアル」に基づき、身体拘束をしない支援に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

10 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、求めに応じていつでも自由に閲覧することができる。また、社会福祉法人柏涛会のホームページでも公表し、利用者等や家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 令和 4年 4月 1日 制定